

(平成23年9月28日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月から52年3月まで

昭和47年にA市からB町で農家をしている実家に戻り、父親の後を継いで農業に従事していたが、父親はB町農業協同組合の組合員勘定で家族の国民年金保険料を納付し、55年11月頃、私に名義変更された以降も、私が引き続き自分と家族の保険料を納付していた。

昭和47年4月から50年3月まで国民年金保険料を納付して、その後の2年にわたる申立期間の保険料を納付しない事情に思い当たる事が無く、どうして私の保険料が未納とされているのか納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間直前の昭和47年4月から50年3月までの納付記録については、当初、47年4月から同年12月までは未加入、48年1月から50年3月までは未納とされていたが、B町が保管していた「国民年金徴収補助簿」の記録により、納付されていたことが確認され、平成21年6月2日に記録が納付済みに訂正されていることから、行政側において記録管理が適切でなかったことがうかがわれる。

また、B町の国民年金被保険者名簿によると、申立期間当時は申立人の父親が世帯主であり、農業協同組合の組合員勘定によって国民年金保険料が納付されていること、及び申立人の住所が当時から同一であることが確認できることから、申立人の両親は国民年金保険料に未納が無い上、昭和47年4月から50年3月までの「国民年金徴収補助簿」のうち、昭和48年度については、申立人、申立人の両親及び申立人の妹の保険料は全て同日に納付されており（昭和47年度及び49年度は納付日付の記載無し）、申立期間についても、申立人の両親及び申立人の妹の保険料は、ほぼ同日に納付されていることが確認できることから、申立期間について申立人の

みが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から49年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年6月から49年6月まで

国民年金の加入手続は、当時、A町の嘱託職員だった父親に言われたため、同町農業協同組合を退職した昭和48年6月に行った。

国民年金保険料はA町役場の年金窓口にて納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年12月10日にA町に払い出されており、前後の記号番号を持つ任意加入被保険者の資格取得日から判断すると、申立人は52年1月から同年3月頃に加入手続を行い、資格取得時期が当該年度の初日である51年4月1日に遡ったものと推察されるところ、申立期間については、当該加入手続の時点においては時効のため納付することができない。

また、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。